

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新				
	附 則（令和 7 年 5 月 30 日東経営第 000200000595 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引に関する部分については、令和 7 年 6 月 2 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引） 3 当社は、メニュー 5 の 10Gb/s の品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、I P 通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。 (1) 定義等 ア 「メニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー 5 の 10Gb/s の品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2－5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限り、以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー 5 の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 1 契約者回線ごとに月額 <table border="1" data-bbox="1205 1010 2033 1086"> <tr> <th>割引対象サービス</th><th>メニュー 5 の申込みに係る割引額</th></tr> <tr> <td>10Gb/s の品目のもの</td><td>700 円（税込価格 770 円）</td></tr> </table> イ 割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11 か月後の料金月の末日までとします。 ウ 割引対象期間には、I P 通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。 エ I P 通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、令和 8 年 3 月 31 日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用します。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約者からこの利用料金の割引に係る	割引対象サービス	メニュー 5 の申込みに係る割引額	10Gb/s の品目のもの	700 円（税込価格 770 円）
割引対象サービス	メニュー 5 の申込みに係る割引額				
10Gb/s の品目のもの	700 円（税込価格 770 円）				

新旧対照

旧	新
	る申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア 令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に申込みがあったもの イ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの ウ 過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。 イ アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、(1) の規定における利用料金の減額は、その変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとし、 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、この附則第 3 項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第 3 項の規定を適用しません。 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 当社は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に、次のいずれかに該当するメニュー 5－1 のⅡ－1 型のもの又はメニュー 5－2 のⅡ－1 型のものに係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。 ア メニュー 1 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時に行われる申込み（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とし、）とその申出のあったメニュー 1 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限り、）であって、令和 8 年 5 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

新旧対照

旧	新
	イ 総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限りします。）であって、令和8年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。 ウ 音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービスの契約者から、その第1種契約の解除の通知と同時に行われる申込み（10Gb/sの品目に係るものであって、そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその解除の通知があった音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービスの契約者が同一の者である場合に限りします。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年3月31日までに当社がその契約者回線（その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限りします。）の設置の工事を行ったもの。 エ 当社が別に定める者から行われる申込み（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限りします。）であって、令和8年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。 6 この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引は、1の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して1のメニュー5に係るIP通信網契約について適用します。 7 当社は、この附則第5項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。 8 この附則第5項の適用を受けたIP通信網契約について、次の場合には、料金表第2表第2の2－5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。 ア 現に利用しているメニュー1に係るIP通信網契約の解除の通知を取消したとき。 イ 現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。 ウ 現に利用している音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種契約の解除の通知を取消したとき。 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 9 当社は、令和7年6月1日から令和7年9月30日までの間にメニュー5－1又はメニュー5－2（契約者回線の態様による細目がグレード1－1のものに限りします。）に係るIP通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のものへの品目等の変更（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）の請求があり、当社がその請

新旧対照

旧	新
	求を承諾した場合であって、令和８年３月31日までにその変更の工事を行ったときは、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。 （その他） 10 この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 5 月 30 日東経営第 000200000595 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （第 2 種契約における利用回線の品目等の変更に係る工事費の割引） 3 当社は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に、第 2 種サービスにおける利用回線（ I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5－2 のものに限り、）について、契約者回線の態様による細目がグレード 1－2 又はグレード 2 のものからグレード 1－1 のものへの品目等の変更の請求があり、令和 8 年 3 月 31 日までにその移転又は品目等の変更の工事を行ったときは、その工事に伴う第 2 種契約に係る交換機等工事費（付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－1 に規定する額に代えて、0 円を適用します。この場合において、第 2 種サービスに係る基本機能又は上限チャネル数の態様による区別の変更を伴うときは、メニュー 1－1 のものからメニュー 1－2 のものへの品目等の変更に限り、この工事費の割引を適用します。 （その他） 4 この附則第 3 項に定める場合において、第 2 種契約者から料金表第 2 表第 1 (6) に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は第 2 種契約者に負担していただきます。